

第1章

総論

- [1] 株式会社等の「休眠」とはどのような状態か?
- [2] 株式会社の事業を廃止する方法として、休眠状態を選択する場合には、どのような点に留意すべきか?
- [3] 株式会社が休眠状態にあるかを調査・判断する際にどのような点に留意すべきか?
- [4] みなし解散（休眠会社等の整理作業）とはどのようなものか?
- [5] みなし解散制度の目的はどのようなものか?
- [6] 法務局からみなし解散通知が届いた場合、どのように対処すべきか?
- [7] 休眠状態の株式会社はどのような場合に利用できるか?
- [8] 休眠状態の株式会社を利用してジョイントベンチャー（JV）を設立する場合に注意すべき点はあるか?
- [9] 免許の失効から10年が経過した休眠会社は、公告なしで営業保証金を取り戻すことはできるか?
- [10] 休眠状態の株式会社を放置するとどのような問題が生じるか?
- [11] 休眠法人の役員任期はどのように取り扱われるか?

第2章

株式会社の休眠・解散をめぐる実務

- 第1 株式会社を休眠させる手続等**
- [12] 株式会社を休眠させるためにはどのような手続が必要か?
- [13] 株式会社を休眠させる際に株主の意向を確認する必要があるか?
- 第2 休眠会社の関係者への対応**
- [14] 休眠状態にある株式会社が役員報酬や退職慰労金を支払うことができるか?
- [15] 休眠中に代表取締役が死亡していたが、事業を継続したい場合はどうすればよいのか?
- [16] 休眠を原因とする転籍を拒否する従業員を解雇できるか?
- [17] 休眠している株式会社に取引先からの入金があった場合、どのように対応すべきか?

第3 休眠会社の債務整理

- [18] 株式会社に債務が存在する場合でも、株式会社を休眠させることは可能か?
- [19] 金融機関からの借入金がある場合でも休眠状態にできるか?
- [20] 休眠会社の代表者が破産した場合、休眠会社はどのように取り扱われることになるか?
- [21] 債務超過の株式会社を破産手続以外の方法で清算できるか?
- [22] 休眠会社に関する保証債務の整理方法はどのようなものか?
- [23] 子会社が休眠会社である場合の株式会社の債務整理ではどのようにすべきか?

第4 休眠会社からの復活、休眠会社の解散、休眠会社の第三者への譲渡等

- [24] 休眠会社及び休眠状態の株式会社を復活させる場合、どのような点に留意すべきか?

- [25] 休眠状態にある株式会社を解散する場合、どのような手続が必要か?
- [26] 代表取締役を務める休眠会社を知人に譲渡する場合、どのような点に留意すべきか?
- [27] 所在不明の株主がいる場合でも休眠状態にある株式会社の株式を譲渡することはできるか?

第5 休眠会社の税務関係

- [28] 休眠中に必要となる税務関係の手続にはどのようなものがあるか?
- [29] 休眠中に法人住民税の均等割は課せられるか?
- [30] 休眠中の株式会社の株式はどのように評価されるか?
- [31] 休眠状態にある株式会社への貸付金の貸倒損失処理を行うことはできるか?
- [32] 休眠中で税務申告をしていなかった株式会社が事業を再開する場合、休眠前の繰越欠損金は使用できるか?

第6 休眠会社の登記関係

- [33] 解散後に休眠状態となった株式会社の登記事項証明書はどのように取り扱われるか?
- [34] 登記記録が閉鎖されている株式会社の財産処分はどのように取り扱われるか?
- [35] 清算を結了して登記記録が閉鎖された株式会社を譲受人とする債権譲渡登記はどのように抹消するか?
- [36] 休眠中の株式会社の役員任期が到来した場合の登記はどのように取り扱われるか?

第3章

休眠会社との各種取引等をめぐる実務

- 第1 不動産の売買・時効取得**
- [37] 休眠会社が所有する不動産を購入する場合に代表者に違和感を感じる時は、どのような点に留意すべきか?
- [38] 購入しようとした不動産の権利者が休眠会社であった場合、どのような点に留意すべきか?
- [39] 休眠会社が所有する不動産を時効取得することは可能か?
- 第2 相続**
- [40] 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのような点に留意すべきか?
- [41] 休眠会社の株式が相続財産に含まれる場合、どのような点に留意すべきか?

第2 相続

- [40] 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのような点に留意すべきか?
- [41] 休眠会社の株式が相続財産に含まれる場合、どのような点に留意すべきか?

第3 休眠会社からの債権の取立て・休眠会社に対する訴訟等

- [42] 休眠会社から売掛金や貸付金を回収することは可能か?
- [43] 休眠会社に対して訴訟を提起する場合、どのような手続が必要か?
- [44] 休眠会社及び休眠状態にある株式会社について、債権者として、破産申立てや解散を命ずる裁判を求めることはできるか?

第4章

各種法人の休眠・解散をめぐる実務

- 第1 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の休眠・解散をめぐる実務**

- [45] 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）を休眠させるためにはどのような手続が必要か?
- [46] 休眠状態の持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）を解散する場合、どのような手続が必要か?

第2 一般社団法人、一般財団法人の休眠・解散をめぐる実務

- [47] 一般社団法人又は一般財団法人を休眠させるためにはどのような手続が必要か?
- [48] 休眠状態の一般社団法人及び一般財団法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第3 NPO法人の休眠・解散をめぐる実務

- [49] NPO法人を休眠状態にしておく場合、どのような点に注意すべきか?
- [50] 休眠状態にあるNPO法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第4 社会福祉法人の休眠・解散をめぐる実務

- [51] 社会福祉法人を休眠させることはできるか?
- [52] 休眠状態の社会福祉法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第5 医療法人の休眠・解散をめぐる実務

- [53] 医療法人を休眠（休止）させるためにはどのような手続が必要か?
- [54] 休眠（休止）状態の医療法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第6 宗教法人の休眠・解散をめぐる実務

- [55] 宗教法人を休眠状態にしておく場合、どのような点に注意すべきか?
- [56] 不活動宗教法人にはどのような対策が行われているか?
- [57] 休眠状態の宗教法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第7 学校法人の休眠・解散をめぐる実務

- [58] 学校法人を休眠させることはできるか?
- [59] 休眠状態の学校法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第8 弁護士法人の休眠・解散をめぐる実務

- [60] 弁護士法人を休眠させることはできるか?
- [61] 休眠状態の弁護士法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第9 税理士法人の休眠・解散をめぐる実務

- [62] 税理士法人を休眠させることはできるか?
- [63] 休眠状態の税理士法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第10 司法書士法人の休眠・解散をめぐる実務

- [64] 司法書士法人を休眠させることはできるか?
- [65] 休眠状態の司法書士法人を解散する場合、どのような手続が必要か?

第11 事業協同組合の休眠・解散をめぐる実務

- [66] 事業協同組合を休眠させることはできるか?
- [67] 休眠状態の事業協同組合を解散する場合、どのような手続が必要か?
- [68] 休眠状態の事業協同組合の特別清算はどのように取り扱われるか?

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

弁護士
税理士
司法書士の方
必携!

法務・税務・登記の

悩ましい疑問に答える!

休眠会社・休眠法人をめぐる法律実務

―株式会社・持分会社・各種法人別の留意点―

編集代表 尾島 史賢（弁護士・関西大学大学院法務研究科教授）

特色1

会社・法人を休眠させる場合や売買、相続、債権回収等で休眠会社等に遭遇した場合の留意点を解説しています。

特色2

株式会社や持分会社、一般社（財）団法人、社会福祉法人等、幅広い類型を取り上げています。

特色3

経験豊富な専門家が実践的な視点から執筆しています。



新日本法規WEBサイトはこちらから

通常書籍 A5判・総頁276頁
定価4,620円(本体4,200円)送料410円
ISBN978-4-7882-9647-3

電子書籍 新日本法規WEBサイトで発売!!
定価4,180円(本体3,800円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録はお済みですか? ... 会員限定の法令情報が読める ... 会員限定のサービスが受けられる ... ポイント・クーポンが利用できる ... 会員登録はこちら

第3 休眠会社の債務整理

〔18〕 株式会社に債務が存在する場合でも、株式会社を休眠させることは可能か？

Q 株式会社が長期間債務を負ったまま休眠状態となっていますが、このまま放置しても問題ないでしょうか。株式会社以外の会社についても同様と考えてよいでしょうか。

A 債務の履行請求のリスク、株式会社の役員等に対する責任追及のリスク、遅延損害金が増大するリスク、税務上のリスクが考えられますので、放置することなく対応方法を検討すべきです。これは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）についても同様です。

解説

1 休眠会社とみなし解散

（1）株式会社

株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過した株式会社のことを「休眠会社」といいます（会社472①）。「みなし解散」とは、休眠会社について、強制的に解散したものとみなす制度です（会社472

の前であれば「休眠会社」ではありませんが、休眠状態である場合には、「休眠状態の会社」と呼ぶこととします。

（2）持分会社

これに対し、持分会社には、「みなし解散」の制度は適用されません。そのため、職権で「解散の登記」が行われることはなく、会社として登記上も残り続けることになります。

後記の休眠状態の会社に関する説明は、持分会社にも適用されますので、参考にしてください。

2 債務の履行請求のリスク

休眠状態の会社であっても、債務が消滅することはありませんので、債権者から債務の履行を請求される可能性があります。債権者に対して任意に債務の弁済をしない場合には、訴訟を提起され、休眠状態の会社に財産があれば強制執行をされるリスクがあります。

かかるリスクは、前記1の「休眠会社」の場合も同様です。

3 役員等に対する責任追及のリスク

役員等がその職務を行うについて悪意又は重過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（会社429①・600）。

取締役が、事業の再建又は清算のための措置をとらずに漫然と事業を継続し、結果として損失を更に拡大させて株式会社の債権者に回収不能の損害を与えた場合には、実質的経営者であった取締役個人の株式会社の債権者に対する損害賠償責任が認められる可能性があります

内容見本 【A5判縮小】

第2 相続

〔40〕 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのような点に留意すべきか？

Q 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 休眠会社及び休眠状態の株式会社（以下「休眠会社等」といいます。）の状況について確認した上で、休眠抵当権の抹消には複数の方法があるため、それらのメリット・デメリットを考慮して選択します。

解説

1 休眠会社及び休眠状態の株式会社の状況確認

休眠抵当権の抹消方法には、後記2のとおり、複数の選択肢があるため、まず、相続した土地に設定されている抵当権に関する休眠会社等の登記事項証明書等を取得してその抵当権者の状況を確認します。

既に登記記録が閉鎖されている場合には、閉鎖登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）を取得し、当該休眠会社等の状況を確認します。

登記事項証明書等や閉鎖登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）上、休眠会社等の代表者や清算人の存在が確認できた場合には、その協力を

【参考】

○清算人選任申立書

清算人選任申立書
令和〇〇年〇月〇日
〇〇地方裁判所 御中
申立人代理人 〇〇〇〇 ㊟
当事者の表示 別紙当事者目録のとおり
申立ての趣旨
株式会社〇〇（本店〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号）の清算人の選任を求める。
申立ての理由
1 株式会社〇〇（以下「対象会社」という。）は、令和〇〇年〇月〇日、会社法第472条の規定により解散したものとみなされた（添付資料1）。なお、対象会社の取締役は既に全員死亡している。
2 申立人は、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を

〔46〕 休眠状態の持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）を解散する場合、どのような手続が必要か？

Q 休眠状態の持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）が事業活動を行わなくなったため、解散することになりました。どのような手続が必要になるのでしょうか。

A 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）は一定の解散事由がある場合以外は、総社員の同意をもって解散することができますが、休眠状態の場合、総社員の同意を得ることができませんが、休眠状態の場合、総社員の同意を得ること自体が困難となる可能性もありますので、注意が必要です。解散後、清算人により法定清算の手続を行う必要がありますが、合名会社及び合資会社の場合には、社員により財産の処分の方法を定める任意清算の手続をとることも可能です。

解説

1 持分会社の解散事由

持分会社の解散事由は、以下のとおりです（会社641）。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
- ② 定款で定めた解散の事由の発生
- ③ 総社員の同意
- ④ 社員が欠けたこと

の同意によって、清算が終了するまで持分会社を継続することができますとされています（会社642①）。ただし、継続することに同意しなかった社員は、継続することとなった日に退社します（会社642②）。

定款に存続期間や解散事由に関する定めがない場合、前記③の総社員の同意による解散を行う方法をとることが一般的です。しかし、休眠状態が長く継続すると、社員全員の動向が把握できない状況もしばしば生じますので、総社員の同意を得ることが著しく困難となる可能性もあり、この点が解散する上での障害となる可能性があります。このような状況を避けるためには、休眠状態に至る前に、定款に存続期間や解散事由に関する定めを設けておくことが肝要です。

2 持分会社の清算手続

（1）法定清算

持分会社は、原則として、解散した場合には清算手続を行わなければならない（合併によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合は除かれています。）（会社644―）。清算人には、定款で定める者、又は社員（業務執行社員を定款で定めた場合には業務執行社員）の過半数の同意によって定める者が就任し、それらの者がいない場合には業務執行社員